



薬発第 / 2 / 2 号

昭和46年 / 2月2 / 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生省薬務局長

医薬品の再評価に伴う製造（輸入）
承認・許可申請書の取扱いについて（通知）

医薬品の再評価については、昭和46年 / 2月 / 6
日薬発第 / / 79号及び同年 / 2月 / 6日薬発第 / /
8 / 号をもつて通知したところであるが、これに関連
する医薬品（単味剤であり、かつ、別記に掲げる有効
成分を含有するものとする。ただし、外用剤を除く。）
については再評価完了までの間、その製造（輸入）承
認及び許可に関しては、これを保留することとするの
でご了承のうえ当該医薬品に関する製造（輸入）承認
・許可の申請を差し控えるよう貴管下関係業者に対し
周知徹底方よろしく願います。

(1)

なお、現在当局において受理済である当該医薬品に関する製造（輸入）承認及び許可申請書に係る承認及び許可に関しては、これを保留扱いとするので念のため申し添える。

別記

精神神経用剤

次に掲げるものまたはその塩類

アセチルプロマジン

アリメマジン（トリメプラジン）

クロルプロチキセン

クロルプロマジン

チオプロペラジン

チオリダジン

トリフルプロマジン

トリフロペラジン

フルフェナジン

プロクロルペラジン

プロチベンジル

プロベリシアジン

プロマジン

ペラジン

ペルフエナジン

メトプロマジン

メバジン（ベカジン）

レボメプロマジン

上記有効成分を含有する医薬品であつて他の薬効を標榜するものを含む。

ビタミン等代謝性製剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) チアミン

コカルボキシルーゼ

アセフルチアミン

オクトチアミン

オルトブチリルチアミンジスルフィド

シコチアミン

ジセチアミン

チアミンジスルフィド

チアミンベーターヒドロキシエチルジスルフィド

チアミンモノホスフェイトジスルフィド

ビスイブチアミン

ビスベンチアミン

フルスルチアミン

プロスルチアミン

ベンフォチアミン

(2) シアノコバラミン

コバマミド

ヒドロキシコバラミン

(3) アセトメナフトン

フィットナジオン

メナジオン亜硫酸水素ナトリウム

メナジオールリン酸ナトリウム

(10)

抗菌製剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) フェノキシメチルペニシリン

ペニシリン

ペニシリンプロカイン

ベンジルペニシリン

ベンジルペニシリンアミノメトミジン

ベンジルペニシリンプロカイン

ベンジルペニシリンベンザチン

ヨウ化水素酸ベンジルペニシリンジエチルアミノエチル

アンピシリン

オキサシリン

クロキサシリン

ジクロキサシリン

フェネチシリン

プロピシリン

メチシリン

(2) クロラムフェニコール

コハク酸クロラムフェニコール

ステアロイルグリコール酸クロラムフェニコール

パルミチン酸クロラムフェニコール

(3) オキシテトラサイクリン

クロルテトラサイクリン

デメチルクロルテトラサイクリン

テトラサイクリン

テトラサイクリンメチレンリジン

ロリテトラサイクリン

メタサイクリン

(4) セファロチン

セファロリジン